

企画競争説明書

業務名称：全世界・開発途上国における性能規定型道路維持管理にかかる技術協力に関する調査(プロジェクト研究)

調達管理番号：21a00424

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年7月21日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年7月21日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界・開発途上国における性能規定型道路維持管理にかかる技術協力に関する調査(プロジェクト研究)

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年10月 ～ 2022年9月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021年度末（2022年2月頃）

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【三宅達夫：Miyake.Tatsuo.jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 運輸交通グループ第1チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場

¹ 当機構は中期目標管理法に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の
者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての
社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契
約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年8月2日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として
お断りしています。

(3) 回答方法：2021年8月6日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年8月17日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

- 1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
 - 国内再委託に係る経費
 - ケニアにおけるPBC効果に係る数値データを収集するための調査
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 PHP1=2.27554 円
現地通貨 LAK1=0.0118 円
現地通貨 KES1=1.03357 円
現地通貨 CLP1=0.15081 円
 - b) US\$ 1 = 110.552 円
 - c) EUR 1 = 131.632 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／維持管理政策

b) 公共事業契約

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.35 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。

- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年9月3日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路維持管理に関する各種業務（特に性能規定型維持管理に関する業務の経験があると望ましい）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／維持管理政策

➤ 公共事業契約

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／維持管理政策）】

- a) 類似業務経験の分野：道路維持管理に係る各種業務（性能規定型維持管理に係る経験があると望ましい）
- b) 対象国又は同類似地域：途上国（現地調査対象国での経験があると望ましい）
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 公共事業契約】

- a) 類似業務経験の分野：公共事業の受発注や契約管理に係る各種業務（契約図書作成に係る経験があると望ましい）
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／維持管理政策</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>公共事業契約</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「全世界・開発途上国における性能規定型道路維持管理にかかる技術協力に関する調査(プロジェクト研究)」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景

インフラ構造物の整備需要の高まりを受けて、アジア・大洋州地域の開発途上国では2040年までに約26兆ドルの整備需要があるとアジア開発銀行が試算している等、新興国では日本の高度成長期以上に多くのインフラ構造物が新たに短期間で整備されている。他方、インフラ構造物は供用後50年を超えると老朽化が顕在化し始めると言われており、我が国でも高度成長期に建設されたインフラの老朽化対策が課題となっている。我が国が1970年代以降に東南アジア諸国をはじめとする各国において支援してきた道路・橋梁等のインフラも高齢化を迎えつつあり、2020年代後半には開発途上国でもインフラの老朽化対策が大きな課題となる。

このような趨勢に鑑み、将来的に必要となる維持管理・更新費用の増大が想定されており、その負担を可能な限り低減させるためにも開発途上国において道路アセットマネジメントの推進が課題となっている。

道路アセットマネジメントを推進するにあたり、限られた人的・財政的資源のもと、道路維持管理をより効率的に行うべく、維持管理業務の外部委託化を進める国が増加傾向にある。維持管理業務の外部委託については、従来、路面の維持管理に係る工事数量等の仕様を規定して発注する形の外部委託が多かったが、カナダにおいて路面が保持すべき性能等を規定し、その性能の達成状況に応じた支払いを請負業者が受ける性能規定での発注方式が1988年に導入されたことを皮切りに、様々な国において、性能を規定して発注する方式での外部委託が増えている。

上述の性能規定型道路維持管理契約（Performance-Based Road Maintenance Contract: PBC）については、発注者側の契約変更事務手続きを合理化できる、受注者の創意工夫・技術革新を促すことができる等のメリットが一般に認識され、開発途上国でも世界銀行等のイニシアティブもあって導入が進んでいる。他方、PBCには、性能指標の選定とモニタリング手法、性能規定を満たさない場合のペナルティ、発注者と受注者のリスク分担、数量精算する仕様規定事項と性能規定事項の組み合わせ方、担い手となる受注企業のターゲット層、契約期間・規模、等の多くの事項において多様な形態が存在し、その国情や発注者および受注者の能力に応じた形態を適切に選択することが求められている。

かかる状況をふまえ、本業務は、各国のPBCの現状や課題の把握、PBCの類型化と適用条件の整理を行い、更に、途上国の道路維持管理能力向上にPBCの活用を図る技

術協力の展開可能性や留意事項の検討、標準仕様書案や研修資料等の作成を行うものである。本業務の結果は、今後の道路維持管理に係る技術協力において活用することが想定されており、ひいては各国道路インフラの適切な維持管理や長寿命化にも貢献することが期待される。

第3条 業務の目的

本業務は、開発途上国における道路維持管理能力向上のためにPBCの活用を支援する技術協力について提言を行うこと念頭に、各国のPBCの現状や課題を調査し、PBCを類型化するとともに、技術協力の対象とする場合の留意事項や展開可能性に係る検討を行う。更に、PBCの標準指標書案や研修での講義資料等を作成することを目的とする。

第4条 業務の範囲

本業務は、「第3条 業務の目的」を達成するために、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第7条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 対象国

PBCの普及状況や地理的バランス、道路アセットマネジメントに係る協力の実施状況等をふまえて検討した結果、JICAがPBCに係る協力を実施したケニア、フィリピン、ラオス及びPBCが適用された実績があるチリを対象国として、現地調査（各国1回を想定）を実施する。

(2) 実施機関

現地調査対象国の実施機関については、下記の通り。

ケニア：ケニア高速道路公社（National Highways Authority：KeNHA）、ケニア地方道路公社（Kenya Rural Roads Authority：KeRRA）、ケニア都市道路公社（Kenya Urban Roads Authority：KURA）

フィリピン：公共事業道路省（Department of Public Works and Highways：DPWH）

ラオス：公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport：MPWT）

チリ：公共事業省（Ministry of Public Works）

(3) 調査の実施方法

本業務を開始後、まずは文献レビューを行い、各国のPBCに係る現状や課題、特徴について整理を行った上で、関係者ヒアリングや現地調査（4か国）を実施する。依然として新型コロナウイルス感染症の影響があるため、現地渡航の障壁も加味し、オンライン会議や現地傭人を活用して調査を進めること。

(4) セミナーや学会での調査結果の共有・発表

本業務は開発途上国における PBC の傾向と課題を把握するとともに、今後各国で本分野の技術協力を展開していく際の留意事項等の整理を行うことを目的としているため、現場をよく知るコンサルタント等、関係者からの情報収集が不可欠である。そのため、道路アセットマネジメントプラットフォームで実施するセミナー²において調査結果を発表し、同分野のコンサルタントや外部有識者からの助言・意見を確認する。

更に、本業務の成果について、国内外の学会やジャーナル等における発表や寄稿文の作成についても実施を想定しているため、寄稿文や発表資料の作成を行うとともに、これらの寄稿文を投稿する場合は同投稿に関する手続きを支援すること。なお、寄稿文については、基本的には JICA と調査団（本業務の受注者）の連名による投稿を想定する。

(5) 研修教材³の作成

本業務終了後、道路維持管理に関する課題別研修や国別研修において、PBC に係る講義を 1 コマ実施することを想定している。途上国の研修員が研修に参加することを想定し、明確でわかりやすい研修教材となるよう、留意すること。研修教材については、講義資料の他、スクリプトやビデオ教材についても作成すること。なお、ビデオ教材については、約 40～50 分のものを想定している。

第 6 条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成、説明及び協議

調査の実施方針、方法、作業計画等を検討し、業務計画書に反映の上、提出する。JICA が開催するキックオフ会議にて JICA 内関係者に説明すること。また、必要に応じて、現地調査時に用いる相手国実施機関への説明資料（含・質問票）も併せて作成する。

(2) 先進国での PBC 活用状況に係る整理

既存文献のレビューにより、日本を含む先進国⁴での PBC の活用状況、課題、契約手法の特色、仕様書の項目・数量等の傾向把握、ローカル企業の活用方針等を整理する。日本については、文献レビューで整理した課題や契約手法の特色等について、

² セミナーについてはオンライン開催若しくは JICA 本部/市ヶ谷での開催を予定しているため、会場費の計上は不要です。

³ ビデオ教材を作成するにあたり、挿入すべき画像資料等、研修員の関心が高い内容や必要性が高いと思われる内容についてプロポーザルで提案ください。

⁴ 先進国とは、日本を含む 2 か国程を想定しており、現時点ではアメリカを想定しているが、どの先進国をレビューすべきかについてはプロポーザルで提案ください。

類似の業務を行う道路管理者および関連する事業者（PBCの受注者を含む）へヒアリングを行い、国内の現状を把握するとともに、分析を行う。

（3）PBCに関する ODA 事業の整理・取り纏め

途上国における PBC に関する JICA 事業や他ドナー事業について、既存文献をベースに整理し、取り纏める。具体的には、途上国において、過去に JICA や他ドナーが実施した PBC に関するプロジェクトの実施国、期間、概要等について調査し、リスト化するとともに、各プロジェクトの完了報告等の既存文献により、契約手法の特色、受注規模、プロジェクト実施上の課題や対策等を抽出し、整理する。

（4）他ドナーの PBC に関する調査及び標準仕様書類に係る考え方の整理

世界銀行やアジア開発銀行等が PBC に関する調査を実施しているため、同調査の報告書等を参照し、概要を整理するとともに、課題や教訓等を纏める。

世界銀行等の他ドナーが PBC に係る標準仕様書案を作成しているため、既存文献を参考に、他ドナーの標準仕様書類の考え方について概説する。

（5）PBC に関する JICA 事業での現状把握及び教訓の整理（ケニア、フィリピン、ラオス）

ケニアやラオス、フィリピン等において、JICA は PBC に関する事業を実施しているため、既存文献調査レビューの結果をふまえ、関係者へのヒアリング等を行い、各プロジェクトの特徴を整理するとともに、課題や教訓等を整理する。

（6）現地調査の実施

ケニア、フィリピン、ラオス、チリについて現地調査を実施し、各国の道路維持管理状況⁵について確認する。具体的には、PBC の導入背景や普及状況、PBC 導入前後での維持管理状況の変化や PBC 導入路線/非 PBC 導入路線での違い、維持管理予算の変化（費用対効果）、PBC 契約の概要、各国の建設産業の育成政策、発注者や受注者の能力・規模等について確認する。

フィリピン、ラオス、チリに係る現地調査⁶の実施方法としては、現時点では先方政府や他ドナーを含む関係者へのヒアリングや PBC が適用されている道路の視察、PBC モニタリング報告書の確認等を想定している。

ケニア⁷については、3 フェーズにわたり技術協力プロジェクトを実施しており、また実施機関も多岐にわたるところ、上記点の他、各実施機関での PBC 契約の違いや

⁵ 現地調査で確認すべき項目や調査方法について、プロポーザルで提案ください。

⁶ フィリピン、ラオス、チリに係る現地調査における情報収集や関係機関との事前調整等の業務については現地雇人の活用を認めますので要すれば本見積りに計上ください。また、現地調査に通訳（現地語⇄英語/日本語）が必要な場合は現地雇人（通訳）として本見積りに計上ください。

⁷ ケニアでの PBC 適用効果に係る調査について、調査項目や調査方法等をプロポーザルで提案ください。本費用

背景、PBC の効果（PBC 適用道路/非適用道路の比較、PBC 適用前後の比較）について、現地踏査及びヒアリング、モニタリング報告書等の分析により、可能な範囲で数値データも収集し、整理することを想定している。ケニアに係る調査については、再委託契約（現地傭人での対応も可能）での実施を認める。

（7）PBC の類型化⁸

先進国及び途上国で実施されている PBC について類型化し、各類型の特徴、一般的な課題、教訓、同方式適用の条件について整理する。併せて PBC の適用が望ましくない条件があれば併せて整理する。

類型化を行う際は、①契約内容、②契約期間、③支払方法（ペナルティ、ボーナス、精算調整等を含む）、④性能の評価方法および指標、⑤発注者、受注者の責務、⑥ローカル企業の育成政策、⑦費用対効果等の観点で分析する。

（8）中間報告書（案）の作成・説明

上記（1）～（7）の業務を行い、調査の成果を整理した上で中間報告書として纏めること。中間報告書の概要についてセミナーで発表を行うことを想定しているため、説明資料（パワーポイント資料）についても併せて作成すること。

なお、中間報告書を作成する際は、最終成果物（報告書）をイメージした上で取り纏める必要があるため、最終報告書の目次案についても作成すること。更に、本調査後半で作成予定の英文広報資料イメージについても作成し、JICA に共有すること。

（9）中間報告書に係るセミナーでの発表

道路アセットマネジメントプラットフォームで実施するセミナーにおいて、中間報告書の内容について発表すること。セミナーに参加した同分野のコンサルタントや外部有識者からの助言・意見を確認し、本調査後半での分析や最終報告書に反映すること。

（10）PBC に関する JICA 技術協力の展開可能性、留意点、優位性の検討および広報資料の作成

道路維持管理に係る技術協力を今後より効果的に行う為、PBC の他国での展開可能性（例えばどのような状況で PBC 導入の成果が期待されるのか、そうした状況の国は多いと思われるか、展開可能と想定される国等）および留意点（例えば、詳細計画策定調査や実施段階で確認・把握すべき事項、精度・契約内容をデザインする上での留意事項等）について分析し、提案する。併せて、当該分野での JICA の技術協力の可能性や優位性について被援助国にも説明できる解説資料（英文/西文広報資料）

は外見積に計上ください。

⁸ どのような観点でPBCを類型化すべきと考えるか、プロポーザルで提案ください。

を作成する。英文/西文広報資料については、必須ではないものの、デザインの国内再委託⁹も可能とする。

(11) PBCに係る標準的仕様書案の作成

汎用性があると思われる3パターン程の標準的仕様書案を作成するとともに、その適用条件についての解説資料を作成する。

(12) PBCに係る研修教材の作成

過去に実施した研修事業においても途上国技術者のPBCに係る関心は高いため、道路維持管理に関する課題別研修や国別研修において、PBCに係る講義を1コマ実施することを想定し、英文の研修教材（ビデオ教材、資料（PPT/Word等）、英文スクリプト）を作成する。ビデオ教材の作成に係る一部業務（編集等）については、国内再委託¹⁰での実施を認める。

(13) 最終報告書（案）の作成・説明

最終報告書（案）を作成し、JICAや先方政府等を含む関係者に対し説明を行う。更に、道路アセットマネジメントプラットフォームで実施するセミナーにおいて調査結果概要を説明すること。

(14) 最終報告書の作成

セミナーでのコメントやJICAからのコメントをふまえ、最終報告書を作成する。

第7条 成果品等

各段階において作成、提出する報告書等は以下のとおりとする。なお、このうち、(1)(2)を中間成果品とするとともに、5)および6)を最終成果品とする。中間成果品の提出期限は2022年2月15日（火）、最終成果品の提出期限は2022年8月31日（水）とする。

(1) 報告書等

1) 業務計画書

- ・ 記載事項：調査の基本方針、調査概要、調査項目、作業工程、要員計画
- ・ 提出時期：契約後1か月以内
- ・ 部 数：電子データ PDF ファイル1セット（和文）、和文3部（簡易製本）

⁹ 国内再委託契約を活用する場合も別見積りに計上ください。

¹⁰ 国内再委託契約を活用する場合も別見積りに計上ください。

2) 中間報告書 (案)

- ・ 記載事項：
 - 中間報告書 (案) (本文) : 調査全体内容 (進捗分)
 - 添付資料 : 最終報告書の目次、英文広報資料イメージ、セミナーでの発表資料 (案) (パワーポイント)
- ・ 提出時期 : 2022 年 2 月 15 日 (火)
- ・ 部 数 : 和文 3 部 (簡易製本)、電子データ PDF ファイル 1 セット (和文)

3) 最終報告書 (案)

- ・ 記載事項 : 国内調査、現地調査の調査項目を網羅した調査報告のドラフト
- ・ 提出時期 : 2022 年 6 月上旬
- ・ 部 数 : 和文 3 部 (簡易製本)、英文要約 3 部 (簡易製本)、電子データファイル 1 セット (和文、最終報告書 (案) 和文説明資料 (パワーポイント)、英文要約、最終報告書 (案) 英文説明資料 (パワーポイント)、最終報告書 (案) 西文説明資料 (パワーポイント))

4) 広報資料 (リーフレット)

- ・ 記載事項 : 調査の概要 (特に PBC の効果、PBC に係る JICA の技術協力の実績、JICA 技術協力の可能性や JICA 協力の優位性等)
- ・ 仕 様 : A4 4~8 頁程度の分量を想定する。写真や図表等を用いてわかりやすく簡潔なものとすること。作成に当たっては、事前に原稿を JICA に提出及び説明の上、内容の了承を得るものとする。電子データについては PDF に加え、編集可能なデータについても提出すること。
- ・ 提出時期 : 2022 年 6 月中旬
- ・ 部 数 : 電子データ (CD-R) (英文、西文) 1 枚、英文 100 部

5) 最終報告書

- ・ 記載事項 : 調査全体内容
- ・ 提出時期 : 2022 年 8 月 31 日 (水)
- ・ 部 数 : 和文 3 部 (製本版)、英文要約 9 部 (製本版)、電子データ (CD-R) 和文 2 枚、英文要約 8 枚

6) 研修教材

- ・ 記載事項 : PBC に係る説明、PBC 導入事例の紹介、課題、導入時のポイント等
- ・ 仕 様 : 課題別研修や国別研修での講義 1 コマで使用する想定。ビデオ教材及び講義資料、スクリプト

- ・ 提出時期：2022年8月31日（水）
- ・ 部 数：英文 電子データ（CD-R）1枚（ビデオ教材、講義資料、スクリプト）

注1）報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文/西文報告書等の作成に当たっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

（2）収集資料

調査を通じて収集した資料及びデータを分野別に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リストを付して、調査終了後JICAに提出する。

（3）その他の提出物

JICA 及び関連機関との会議については、議題、出席者、質疑内容等を取り纏め、議事録を作成し、1週間以内に JICA に提出すること。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年10月より業務を開始し、2022年2月に中間成果品を作成・提出し、2022年8月に最終成果品を作成、提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 14.7 人月（現地：4.2 人月、国内10.5 人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/維持管理政策（2号）
- ② 公共事業契約（3号）
- ③ 公共事業管理
- ④ 道路維持管理

(3) 現地再委託/国内再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 広報資料のデザイン、印刷
- 研修ビデオ教材に係る撮影、編集作業
- ケニアにおけるPBC効果に係る数値データを収集するための調査

(4) 配布資料/閲覧資料等

1) 配布資料

- 特になし

2) 公開資料

- ラオス国道路維持管理能力強化プロジェクト業務完了報告書（2018年）
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12309449_01.pdf
- ケニア道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト（フェーズ3）事業完了報告書（和文要約）（2019年）
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_158_1000043093.html
- Kenya The Project for Strengthening of Capacity on Road Maintenance Management through Contracting (Phase 3) Project Completion Report（2019年）
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_158_1000043094.html
- ケニア国道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト（フェーズ2）プロジェクト業務完了報告書（2016年）
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_407_12254165.html

- ケニア国道路維持管理業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト（フェーズ2）で作成したガイドラインやマニュアル類（積算、PBC 関連資料）
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614_407.html
- ケニア共和国道路メンテナンス業務の外部委託化に関する監理能力強化プロジェクト事前評価調査報告書（2010年）
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_407_12026316.html
- フィリピン共和国道路アセットマネジメント事業準備調査最終報告書 要約（2009年）
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11962438.pdf>
- Preparatory Survey for Road Enhancement and Asset Preservation Management Program (REAPMP) In the Republic of the Philippines Final Report (2019年)
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11962453.pdf>
- 道路・橋梁維持管理に関する情報収集・確認調査 最終報告書（2013年）
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12086849_01.pdf

（4）対象国の便宜供与

1）オフィススペース

対象国からはオフィススペースは提供されません。必要であれば、オフィススペースを計上すること。

（5）資機材の調達

業務遂行上必要な資機材があればプロポーザルにて提案すること。また本業務実施のために、現地調査に際して本邦あるいは第三国から携行する所有の資機材のうち、本邦あるいは第三国に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、必要な手続きを行うものとする。実施にあたっては、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」「輸出管理ガイドライン（業務受託者向け）（2017年6月）」に基づいて行う。なお、業務遂行上必要となる場合、当該資機材価格（輸送費など必要機材を含む）を別見積もりとして計上すること。

（6）その他留意事項

1）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

2）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。コンサルタントは、現地の治安状況については、JICA事務所及び日本の在外公館、関係諸機関などから十分な

情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。